

序論

中野晃一

10

第1章 憲法原理の危機と英知

高良鉄美

21

第1節／日本国憲法の現況 第2節／立憲主義の危機 第3節／国民主権の危機 第4節／平和主義の危機 第5節／基本的人権尊重原理の危機 第6節／憲法の危機管理と主権者

第2章 放射線被ばくと人権、そして、脱被ばくへ

村上雄一

54

原子力（核）問題は人権問題 第1節／日本における放射線防護に関する法令 第2節／オーストラリアにおけるウラン鉱山開発と先住民族 第3節／東京電力福島第一原子力発電所における労働者と被ばく 第4節／原子力発電所と子どものガン 第5節／年間被ばく線量限度の引き上げと人権問題 脱被ばくへ

第3章 国策のあり方を問う沖繩米軍基地の現状……………照屋寛之 85

——民意が無視される政治の危機的状况

国策に翻弄される沖繩 第1節／沖繩の本土からの分離と植民地化 第2節／基地過重負担と政府の無策の現状 第3節／差別的基地形成と過重負担の背景 第4節／米軍人軍属による事件と基地移設問題 第5節／選挙で示された辺野古新基地反対の民意 第6節／基地負担軽減の虚像

第4章 国家に馴致されないメディアの必要……………畑仲哲雄 120

——ジャーナリズムに地域主義を

主流メディアの劣化 第1節／マスメディアの困難 第2節／国家とマスメディア 第3節／地域メディアの可能性

第5章 政党政治の危機と選挙制度の課題

村井良太 146

——政治外交史から「災後」のデモクラシー共同体を考える

第1節／三つの危機と三つの制度 第2節／第一次世界大戦後の政党政治の「危機」——日常
の中の政党政治批判 第3節／世界大恐慌後の日本政治の危機——非日常の中の政党政治批判
第4節／現在の「危機」の歴史的デッサン 第5節／「災後」の政党政治と事前復興

第6章 福祉国家の変容と福祉ガバナンスの可能性

尹永洙 182

第1節／福祉国家と二十一世紀 第2節／福祉国家の発展 第3節／福祉国家の危機と再編 第
4節／ポスト福祉国家と福祉ガバナンス 第5節／福祉国家の可能性

第7章 資本主義の選択と雇用のポートフォリオ

村上綱実 207

第1節／資本主義および雇用関係の危機 第2節／「雇用ポートフォリオ」と資本主義の選択へ
第3節／資本主義の選択…資本主義と「近代資本主義」 第4節／組織内交換と長期的関係・短期
的成果 第5節／問題提起

第8章 市民参加と地域自治のゆくえ

土屋耕平

251

——人口減少時代の地方自治

第1節／人口減少時代の参加と自治 第2節／自治体行政における市民参加 第3節／自治体内分権とコミュニティ参加 第4節／地域政策と学びあうコミュニティの形成

第9章 危機の時代における社会科学者の良心

萩野寛雄

285

——カジノ議論を通じて思う「知識人」のありかた

第1節／カジノ法案の成立 第2節／現代日本の「反知性主義」、「危機の時代」 第3節／オルテガの「文明の危機」 第4節／ホフスタッターの「反知性主義」 第5節／一九九〇年以降のカジノをめぐる流れ 第6節／二〇一六年のカジノをめぐる議論にみられる危機 第7節／危機の時代における社会科学者の良心としての知識人のあり方

編者あとがき

317

危機の時代と「知」の挑戦（上）

序論

中野 晃一

「平等志向・個人の自由尊重・反戦平和主義（ハト派）・植民地主義の反省と謝罪」を左、「不平等や階層間格差の是認・国家による秩序管理の強化・軍事力による抑止重視（タカ派）・歴史修正主義」を右にそれぞれ位置づけて政治座標軸を捉えたとすると、日本政治はポスト冷戦期に加速度的に「右傾化」してきたと言わざるを得ないのではないだろうか。

例えば、「平等志向」から「不平等や階層間格差の是認」という意味での右傾化については、政府統計で一九八五年には一六％（男性七％、女性三二％）だった非正規雇用の割合が、二〇一六年では三七・五％（男性二二・一％、女性五五・九％）にまで大幅に増えている。非正規雇用の増加には労働者の高齢化も重要な要因となっているが、結果的に正規雇用と非正規雇用間の賃金格差の増大に寄与している。

『労働力調査（詳細集計）平成二八年（二〇一六年）平均（速報）結果』の概要によれば、「仕事か

らの年間収入階級別割合を男女、正規、非正規の職員・従業員別にみると、男性の正規の職員・従業員は二〇一六年平均で五〇〇～六九九万円が二二・九%（前年に比べ〇・九ポイントの上昇）と最も高く、次いで三〇〇～三九九万円が一九・八%（同〇・七ポイントの低下）などとなった。一方、非正規の職員・従業員は一〇〇～一九九万円が三〇・三%（同〇・五ポイントの低下）と最も高く、次いで一〇〇万円未満が二七・六%（同一・〇ポイントの上昇）などとなった。女性の正規の職員・従業員は二〇〇～二九九万円が二八・四%（同〇・二ポイントの上昇）と最も高く、次いで三〇〇～三九九万円が二二・四%（同〇・四ポイントの上昇）などとなった。一方、非正規の職員・従業員は一〇〇万円未満が四五・一%（同〇・一ポイントの上昇）と最も高く、次いで一〇〇～一九九万円が二九・五%（同〇・一ポイントの低下）などとなった」と年間収入の格差は大きい（<http://www.stat.go.jp/data/roundou/sokuhou/nen/dt/pdf/ndindex.pdf>）。

同様に、相対的貧困率（等価可処分所得の中央値の半分に満たない世帯員の割合）を見ても、一九八五年に二二・〇%だったものが（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa10/27.html>）、二〇一二年までには一六・一%まで増加しており、『相対的貧困率等に関する調査分析結果について』（二〇一五年二月一八日閣府、総務省、厚生労働省）http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/dl/rp151218-01_1.pdf）、OECD（経済協力開発機構）平均を大きく下回っている。

OECDが二〇一五年五月二二日に発表した『格差縮小に向けて なぜ格差縮小は皆の利益となり得るか。日本カントリーノート』は、「日本における所得格差は、OECD平均より高く、一九八〇年代中盤から拡大している。これは、大半のOECD加盟国と同様の傾向である。日本で

は二〇〇九年には、人口の上位一〇%の富裕層の平均所得は、下位一〇%のその一〇・七倍になり、一九九〇年代中盤の八倍、一九八〇年中盤の七倍からの増加となる。二〇一三年のOECD平均は九・六倍だった。相対的貧困率（所得が国民の「中央値」の半分に満たない人の割合）は、日本では人口の約一六%である（これはOECD平均の一%を上回るもの）。相対的貧困率は、世代間では、高齢者が最も高く、六六歳以上の約一九%に影響をもたらしている。総じて、一九八五年以降、日本では、家計収入の平均はほとんど増加しておらず（毎年約〇・三%増加）、さらに下位一〇%の貧困層では家計収入が毎年約〇・五%減少している。格差は二〇〇六―二〇〇九年の金融危機の間にも引き続き拡大し、人口の上位一〇%富裕層の所得は横ばいだったものの、可処分所得は合計で五%減少した。」と指摘している (<https://www.oecd.org/japan/OECD2015-In-It-Together-Highlights-Japan.pdf>)。

また、「個人の自由尊重」から「国家による秩序管理」の強化ということで言えば、例えば、「国境なき記者団」による報道の自由度ランキングは、二〇〇二年に二六位（一三四カ国中）だったものが、民主党政権時代の二〇一〇年に一位（一七二カ国中）まで上がったものが、二〇一六年現在七二位（一八一カ国中）まで大きく下げている (<https://rsf.org/en/japan>)。これは二〇一三年末に強行された特定秘密保護法の影響が大きいが、さらに安倍政権は過去に小泉政権時代に三回提出されては廃案になった共謀罪をテロ等準備罪と名前を変えて成立させた。また一九九九年に盗聴法（通信傍受法）が制定され、さらに二〇一六年改正によって適用範囲が大幅に拡大されている。

学校教育を通じた国家の秩序管理強化ということでは、一九九九年に国旗国歌法が制定され、二

〇〇三年には東京都教育委員会がいわゆる10・23通達を出し、君が代不起立を貫いた教員に対して処分を開始した。二〇一一年には大阪府、翌二〇一二年に大阪市で国旗国歌条例が制定された。二〇一五年からは文科大臣が国立大学に対して卒業式や入学式における国旗の掲揚と国家の斉唱の要請を始めた。第一次安倍政権では教育基本法が改正された。教科書検定基準が二〇一四年に改正され、(1) 未確定な時事的事象について特定の事柄を強調しすぎない、(2) 近現代史で通説的な見解がない場合はそのことを明示し、児童生徒が誤解しないようにする、(3) 政府の統一的な見解や最高裁の判例がある場合、それらに基づいた記述とすることになった(「義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準の一部を改正する告示」http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1343450.htm)。xvらには道徳が二〇一八年度より小学校、二〇一九年度より中学校で正式な教科となる。

「反戦平和主義(ハト派)」から「軍事力による抑止重視(タカ派)」への転換では、一九九二年のPKO法制定によって自衛隊の海外派遣が始まり、一九九〇年台後半にはガイドラインの改定や周辺事態法の制定によって朝鮮半島や台湾有事の際の日米安保条約の運用についての法的整備が進められた。二〇〇〇年代以降は「周辺事態」に制約されないかたちで日米同盟を基軸とした自衛隊の海外出動がテロ特措法やイラク特措法などによって行われるようになった。小泉政権ではさらに有事法制の整備が進められ、その後の第一次安倍政権では防衛省への格上げや憲法改正に向けた国民投票法が制定された。

第二次安倍政権以降では、特定秘密保護法と合わせて国家安全保障会議(日本版NSC)が設置

† 執筆者紹介（執筆順）

* 印は編者

* 中野晃一（なかの・こういち）

1970年、東京都生まれ。プリンストン大学にてPh.D.（政治学）取得。上智大学国際教養学部教授。主な著書に『右傾化する日本政治』（岩波新書、2015年）、『私物化される国家 支配と服従の日本政治』（角川新書、2018年）、『徹底検証 安倍政治』（編著、岩波書店、2016年）、『つながり変える 私たちの立憲政治』（大月書店、2016年）、『戦後日本の国家保守主義——内務・自治官僚の軌跡』（岩波書店、2013年）。

高良鉄美（たから・てつみ）

1954年、沖縄県生まれ。1984年九州大学大学院法学研究科博士課程単位取得満期退学。琉球大学法文学部助手、講師、助教授、教授を経て、琉球大学法科大学院教授。主な著書に『特定秘密保護法とその先にあるもの（別冊法学セミナー）』（共著、日本評論社、2014年）、『僕が帽子をかぶった理由——みんなの日本国憲法』（クリエイティブ21、2009年）、『沖縄から見た平和憲法』（未来社、1997年）。

村上雄一（むらかみ・ゆういち）

1969年北海道生まれ。オーストラリア・クイーンズランド大学文学研究科歴史学科博士課程修了（Ph.D. in History）。福島大学行政政策学類教授。主な著書に『オーストラリアの日本人：過去そして現在』（共著、法律文化社、2016年）、『白人とは何か？—ホワイトネス・スタディーズ入門—』（共著、刀水社、2005年）、『オーストラリアの歴史 多文化社会の歴史の可能性を探る』（共著、有斐閣、2004年）。

* 照屋寛之（てるや・ひろゆき）

1952年、沖縄県具志川市（現うるま市）生まれ。日本大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学。沖縄国際大学法学部教授。主な著作に「米軍基地と自治体行政」（沖縄国際大学総合学術学会編『沖縄国際大学総合学術研究紀要』第12巻第1号、2008年）、「ベトナム戦争と立法院」（沖縄県議会事務局編纂『沖縄県議会史 第3巻通史編3』、2015年）、片岡寛光監修『アジアのオンパズマン』（共著、第一法規、2012年）。

危機の時代と「知」の挑戦（上）

2018年 5月10日 初版第1刷印刷

2018年 5月20日 初版第1刷発行

編著者 照屋寛之 萩野寛雄 中野晃一

発行者 森下紀夫

発行所 論創社

東京都千代田区神田神保町 2-23 北井ビル

tel. 03 (3264) 5254 fax. 03 (3264) 5232

振替口座 00160-1-155266

<http://www.ronso.co.jp/>

装 幀 奥定泰之

印刷・製本 中央精版印刷

ISBN978-4-8460-1708-8 ©2018 Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。